

公契約条例の制定を求める決議

多くの自治体において、「財政健全化・行財政改革」の検討がすすめられています。その中で、それまで自治体が担ってきた業務を民間に開放し、経費の削減を図る取り組みが推進されてきました。これにより、業者間の競争が激化し、公務・公共サービスに従事する労働者、下請従事者の賃金低下・労働条件の引き上げ、公務・公共サービスの「質」の劣化などが社会問題し、コロナ禍で顕在化しています。

公共職場・現場で働く多くの労働者はコロナ禍対応の最前線にいるにもかかわらず、賃金は地域最低賃金近傍となっています。長期にわたる実質賃金の低下、異常な物価上昇を考慮するなら、今、自治体が労働報酬下限額を定めた公契約条例を制定し、賃金引き上げと単価保障を実施し、公務・公共サービスに従事する労働者の生活と地元企業の経営を守ることを通じて、地域経済を活性化する役割を発揮することが求められています。

すでに、多くの自治体で、公契約のあり方、適正化をめざす取り組みが検討され、具体的な有効策として、ダンピング受注を排除し、適正価格で発注することを広く宣言し、労働者の適正な賃金の確保と公務・公共サービスの質の確保を業者に依頼し、地域経済を活性化する、自治体の強い決意を示す条例です。

こうした状況を踏まえ、公契約をめぐる現状とそこで働く労働者の就労実態および公契約条例をめぐる課題や問題点についての調査を実施し、質の高い公務・公共サービスを提供するために、労働環境を保護し、地域内の企業の育成により、地域経済の活性化をめざすべきと考え、この考えに即した公契約条例の制定が必要であると考えます。

よって、議会として、執行者に対し、公契約をめぐる実情を詳細に把握するための調査や先進事例の調査・検証を実施し、さらに、具体化するための審議会設置等の取り組みをすすめ、公契約条例の制定をめざすことを求めるものです。

以上、決議します。

令和6年9月20日

秋田県東成瀬村議会議長 佐々木 修